

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会議の名称	平成27年5月25日 定例庁議	
開催日時	平成27年5月25日（月）	午前9時 8分から 午前9時28分まで
開催場所	市長公室	
出席者	富岡市長、田中副市長、三好教育長、神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、内田市民環境部長、三田福祉部長、藪塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、田中会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長 (事務局) 佐藤政策企画課長、関口同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係山崎主事	
会議内容	1 平成27年第2回朝霞市議会定例会提出議案について	
会議資料	1 平成27年第2回朝霞市議会定例会提出議案	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【市長あいさつ】

【議題】

1 平成27年第2回朝霞市議会定例会提出議案について

[説明]

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて

（上野総務部長）

- ・朝霞市税条例及び朝霞市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、その承認を求めるものである。
- ・改正内容は、市税の全税目に共通するものとして、従来、減免の申請期限を納期限前7日までとしていたものを、納期限までと延長するものである。
- ・個人市民税では、都道府県、市区町村に対する寄付、いわゆるふるさと納税について、確定申告が不要な給与所得者、年金受給者等がふるさと納税を簡素な手続で行える「ふるさと納税ワンストップ特例」を規定するものである。これによる影響は、昨年度の寄付をベースに試算すると、平成28年度は97万円の減収となる。
- ・固定資産税においては、平成27年度の評価替えにともない、負担調整措置について現行の仕組みを3年間延長するものである。
- ・軽自動車税においては、三輪以上の軽自動車に対し、燃料性能に応じたグリーン化特例を新たに規定するものである。これにより平成28年度は、概算で413万円の減収となる見込みである。
- ・原動機付自転車及び二輪車等に係る税率について、税率の引き上げ時期を1年間延長し、平成28年度からとするものである。これにより平成27年度は1,268万円の減収を見込んでいるが、すでに平成27年度当初予算に織り込んである。

[質疑等]

- ・なし

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて

（上野総務部長）

- ・朝霞市都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、その承認を求めるものである。
- ・改正内容は、都市計画税において、平成27年度の評価替えにともない、負担調整措置について現行の仕組みを3年間延長するもので、固定資産税に適用されている部分に連動して都市計画税も改正するものである。
- ・これによる朝霞市への影響はない。

[質疑等]

- ・なし

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて

(藪塚健康づくり部長)

- ・朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、その承認を求めるものである。
- ・平成27年度の税制改正にともない、低所得者の国民健康保険税軽減率の拡充が図れるようになったことにより、課税事務に支障をきたさないように4月1日から改正する必要があったため、専決処分を行ったものである。
- ・改正内容については、所得が一定基準以下の場合、均等割や平等割が軽減される国民健康保険税の、7割、5割、2割の軽減措置のうち、対象となる軽減判定の算定における被保険者の数に乗ずるべき金額を、5割軽減については24万5,000円から26万円に引き上げ、2割軽減については45万円から47万円に引き上げるもので、軽減世帯の拡充を図るものである。
- ・影響については、5割と2割の合計で195世帯、417万2,067円の軽減拡充となる。
- ・国民健康保険税の減免の申請期限を納期限前7日までとしていたが、納期限まで延長することも併せて改定するものである。

[質疑等]

- ・なし

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて

(藪塚健康づくり部長)

- ・朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、その承認を求めるものである。
- ・改正内容については、朝霞市税条例と同様に、従来、介護保険料の減免の申請期限を納期限前7日までとしていたが、納期限まで延長するものである。

[質疑等]

- ・なし

議案第45号 平成27年度朝霞市一般会計補正予算第1号について

(上野総務部長)

- ・補正額は、歳入歳出それぞれ、3,302万9,000円の増額で、これを含めた累計額は、369億8,302万9,000円となっている。
- ・介護保険に係る低所得者の第1号保険料を軽減する経費のほか、放課後児童緊急保育事業を実施するための経費を計上している。
- ・歳入の概要で、国庫支出金については、低所得者保険料軽減負担金を新たに計上することにより、589万円増額している。
- ・県支出金は低所得者保険料軽減負担金を計上することにより、294万5,000円増額している。
- ・繰入金については、財政調整基金繰入金を2,010万8,000円増額しており、

補正後の財政調整基金の残高は、8億1,118万2,000円となる。

- ・ 諸収入については、放課後児童緊急保育事業利用料を新たに計上することにより、408万6,000円増額している。
- ・ 歳出の概要で、民生費については、介護保険特別会計繰出事業については、低所得者保険料負担軽減措置にともなう介護保険特別会計への繰出金で、1,178万円、放課後児童緊急保育事業については、放課後こどもルームの運営に係る委託料で、2,124万9,000円を計上している。

[質疑等]

- ・ なし

議案第46号 平成27年度朝霞市介護保険特別会計補正予算第1号について

(藪塚健康づくり部長)

- ・ 低所得者の保険料負担の軽減を図るため、第1号被保険者の保険料を軽減し、同額を一般会計から繰入金として受け入れるため、歳入歳出予算総額の変更はない。
- ・ 歳入の概要で、保険料については、第1号被保険者のうち、第1段階の方について、保険料の減額を行うもので、現年度分特別徴収及び現年度分普通徴収保険料の対象者数に応じて、1,178万円減額している。
- ・ 繰入金については、低所得者保険料軽減繰入金は、第1段階の方の保険料の減額を行うことにともない、1,178万円を一般会計から繰り入れるものである。
- ・ 今回の補正予算は、歳入予算の補正であるが、低所得者保険料軽減繰入金を特定財源として繰り入れていることから、財源振替を行っている。

[質疑等]

- ・ なし

議案第47号 朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例について

(藪塚健康づくり部長)

- ・ 消費税増税による財源を活用し、低所得者の保険料負担の軽減を図るため、第1号被保険者のうち、第1段階の方の平成27年度から平成28年度までの保険料について、保険料基準額に対し、更に5パーセントの軽減を行い、年額1万8,900円とするものである。
- ・ この改正については、交付の日から施行し、平成27年度分の介護保険料から適用したいと考えている。

[質疑等]

- ・ なし

議案第48号 工事請負契約の締結について

(澤田都市建設部長)

- ・ 工事名は、根岸台第1幹線下水工事(第2工区)である。
- ・ 工事の概要は、市街地の雨水の排除を目的に、推進工法により内径1,200ミリメ

ートルの雨水管を整備するもので、工事延長は、230.7メートルである。

- ・入札の経過は、4月27日に入札参加資格要件を定めた一般競争入札を行ったところ、11社が応札し、株式会社エム・テック新座営業所が、1億8,398万8,800円で落札した。
- ・その結果、株式会社エム・テック新座営業所と請負契約を締結いたしたく、提案するものである。

[質疑等]

- ・なし

議案第49号 工事請負契約の締結について

(澤田都市建設部長)

- ・工事名は、根岸台第3幹線補助管布設工事である。
- ・工事の概要は、市街地の雨水の排除を目的に、推進工法により内径1,200メートルの雨水管を整備するもので、工事延長は、240.9メートルである。
- ・入札の経過は、4月27日に入札参加資格要件を定めた一般競争入札を行ったところ、11社が応札し、株式会社伊東土木朝霞営業所が、1億5,513万1,200円で落札した。
- ・その結果、株式会社伊東土木朝霞営業所と請負契約を締結いたしたく、提案するものである。

[質疑等]

- ・なし

議案第50号 権利の放棄について

(藪塚健康づくり部長)

- ・朝霞市国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例に基づき貸し付けを行った高額医療費資金貸付金及び朝霞市国民健康保険出産費資金貸付基金条例に基づき貸し付けを行った出産費資金貸付金について、返還請求を行うことが困難であるため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、権利を放棄するものである。
- ・基金原資の不足については、国民健康保険特別会計の保健事業費の、同一款項内で流用し、処理する考えである。
- ・概要、内訳等については、去る5月22日の全員協議会において議員へ伝えたのと併せて、同日記者発表を行ったところである。
- ・高額療養費資金貸付金については4件で、64万7,896円、出産費の貸付金については1件で、27万円で、合計で91万7,896円である。

[質疑等]

- ・なし

議案第51号

議案第52号

議案第53号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて

(上野総務部長)

- ・第51号については、人権擁護委員の細田 優（ほそだ まさる）氏、第52号については、佐藤 秀弘（さとう しゅうこう）氏、第53号については、要害 映子（ようがい えいこ）氏の任期が平成27年9月30日をもって満了となるため、3名の方々を再び委員に推薦いたしたく、提案するものである。

[質疑等]

- ・なし

議案第54号 公平委員会委員の選任に関する同意を求めることについて

(内田監査委員事務局長)

- ・市の公平委員会3名のうち、藤原 ユキ子（ふじわら ゆきこ）氏の任期が平成27年6月28日を持って満了となるため、同氏を再び委員に選任いたしたく、提案するものである。

[質疑等]

- ・なし

議案第55号 固定資産評価審査委員会委員選任に関する同意を求めることについて

(内田監査委員事務局長)

- ・市の固定資産評価審査委員会委員の3名のうち、上野 光男（うえの みつお）氏の任期が平成27年6月27日をもって満了となるため、同氏を再び委員に選任いたしたく、提案するものである。

[質疑等]

- ・なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

【閉会】